

小城市地域公共交通会議設置条例の制定について(概要)

1. 設置目的

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

2. 所掌事務

- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること
- ・ 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- ・ 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項に関すること

3. 組織

交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

- ・ 住民又はバス等の利用者
- ・ 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- ・ 佐賀運輸支局長又はその指名する者
- ・ 市長又はその指名する者
- ・ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4. 任期

委員の任期は、2年以内とする。

5. 庶務

総務部企画政策課において処理する。

6. 施行日

平成28年4月1日から施行する予定。